

瀬戸市保育所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 12月26日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第29号

瀬戸市保育所条例の一部を改正する条例

瀬戸市保育所条例（昭和47年瀬戸市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(保育料) 第6条 <省略> 2 <省略> 3 前項の規定による保育料の額のうち、保護者が負担する額（支援法第27条第3項第2号又は第28条第2項第1号若しくは第2号に規定する <u>教育・保育給付認定保護者</u> の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額をいう。）は、規則で定める。 4 <省略>	(保育料) 第6条 <省略> 2 <省略> 3 前項の規定による保育料の額のうち、保護者が負担する額（支援法第27条第3項第2号又は第28条第2項第1号若しくは第2号に規定する <u>支給認定保護者</u> の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額をいう。）は、規則で定める。 4 <省略>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。